

ちたもんプレミアム認定基準

(目的)

第1条 この認定基準は、知多市物産振興会ちたもんプレミアム認定要綱第6条の規定に基づき、「ちたもんプレミアム」の認定に当たり、公正かつ適正な審査をするために必要な事項を定める。

(認定要件)

第2条 次に掲げる要件をすべて満たした商品を「ちたもんプレミアム」として認定し、称号を授与する。

- (1) 有識者による審査会の承認を受けること。
- (2) 前号の承認を経て、物産振興会会長の認定を受けること。

(審査基準)

第3条 審査会における商品評価審査の主な基準となる項目は次のとおりであり、かつ、将来的に知多市にゆかりのある代表的な商品として一定数の販売が見込めると有識者に最終判断されること。

- (1) コンセプトの独自性評価
- (2) 商品の差別性の評価
- (3) 原料の評価
- (4) 価格競争力の評価
- (5) 市場性の評価
- (6) 競合の評価
- (7) 販路の評価
- (8) 消費者への購買活動の評価

食べ物に関しては味覚に関する評価が加わります。

以上の審査基準において総合的に判断し決定する。